

議 第 55 号

令和 8 年 2 月 16 日提出

熊本市軌道条例の一部改正について

熊本市軌道条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市軌道条例の一部を改正する条例

熊本市軌道条例（平成13年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第6号ウ中「及び24時間旅客運賃」を削り、「2,200円」を「2,500円」に改め、同号に次のように加える。

エ 市電の全区間並びに他の事業者の電車及び自動車の指定区間又は全区間（当該他の事業者が認めた場合に限る。）における24時間旅客運賃 1人につき2,300円以内で管理者が定める額

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正前の第5条第1項第6号ウの規定に基づく運賃に係る1日乗車券又は24時間乗車券をこの条例の施行の日の前日から引き続いて使用する場合の運賃については、なお従前の例による。

（提出理由）

電車バス共通の乗車券に係る特殊普通旅客運賃の改定をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本市軌道条例（平成13年条例第46号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、本市の電車（以下「市電」という。）の旅客運賃（以下「運賃」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（運賃）</p> <p>第2条 市電に乗車する者は、運賃を支払わなければならない。ただし、6歳未満の幼児は、団体旅客として乗車する場合を除き、保護者1人につき1人を無料とし、1歳未満の乳児は、無料とする。</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、市電に乗車する者の利便性を向上させる場合で交通事業管理者（以下「管理者」という。）が別に定めるとききの運賃は、無料とする。</p> <p>第3条 （略）</p> <p>（乗車券の発行）</p> <p>第4条 乗車券の種類は、第7条に規定する場合を除き、定期乗車券、回数乗車券、1日乗車券及び24時間乗車券とし、次条第1項第2号、第3号及び第6号に規定する運賃を支払った者のうち管理者が必要と認めるものに発行する。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、本市の電車（以下「市電」という。）の旅客運賃（以下「運賃」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（運賃）</p> <p>第2条 市電に乗車する者は、運賃を支払わなければならない。ただし、6歳未満の幼児は、団体旅客として乗車する場合を除き、保護者1人につき1人を無料とし、1歳未満の乳児は、無料とする。</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、市電に乗車する者の利便性を向上させる場合で交通事業管理者（以下「管理者」という。）が別に定めるとききの運賃は、無料とする。</p> <p>第3条 （略）</p> <p>（乗車券の発行）</p> <p>第4条 乗車券の種類は、第7条に規定する場合を除き、定期乗車券、回数乗車券、1日乗車券及び24時間乗車券とし、次条第1項第2号、第3号及び第6号に規定する運賃を支払った者のうち管理者が必要と認めるものに発行する。</p>

(運賃の種別等)

第5条 運賃の種別及び額は、次のとおりとする。

(1) 普通旅客運賃

ア・イ (略)

(2) 定期旅客運賃 別表に掲げる額の範囲内で管理者が定める額

(3) 回数旅客運賃 大人普通旅客運賃から当該運賃の1割以内の額で
管理者が定める額を差し引いた額

(4) 団体旅客運賃 基準となる普通旅客運賃から当該運賃の1割の額
を差し引いた額の範囲内で管理者が定める額

(5) 貸切旅客運賃

ア・イ (略)

(6) 特殊普通旅客運賃

ア 市電の全区間における1日旅客運賃 大人にあつては1人につき
700円以内、小児にあつては1人につき350円以内で管理者が
定める額

イ 市電の全区間における24時間旅客運賃 大人にあつては1人
につき600円以内、小児にあつては1人につき300円以内で管理
者が定める額

(運賃の種別等)

第5条 運賃の種別及び額は、次のとおりとする。

(1) 普通旅客運賃

ア・イ (略)

(2) 定期旅客運賃 別表に掲げる額の範囲内で管理者が定める額

(3) 回数旅客運賃 大人普通旅客運賃から当該運賃の1割以内の額で
管理者が定める額を差し引いた額

(4) 団体旅客運賃 基準となる普通旅客運賃から当該運賃の1割の額
を差し引いた額の範囲内で管理者が定める額

(5) 貸切旅客運賃

ア・イ (略)

(6) 特殊普通旅客運賃

ア 市電の全区間における1日旅客運賃 大人にあつては1人につき
700円以内、小児にあつては1人につき350円以内で管理者が
定める額

イ 市電の全区間における24時間旅客運賃 大人にあつては1人
につき600円以内、小児にあつては1人につき300円以内で管理
者が定める額

ウ 市電の全区間並びに他の事業者の電車及び自動車の指定区間又は全区間（当該他の事業者が認めた場合に限る。）における1日旅客運賃 _____ 1人につき 2,500円以内で管理者が定める額

エ 市電の全区間並びに他の事業者の電車及び自動車の指定区間又は全区間（当該他の事業者が認めた場合に限る。）における24時間旅客運賃 1人につき2,300円以内で管理者が定める額

2 管理者が定める方法により乗り継ぎを行う場合は、管理者は、前項第1号の規定にかかわらず、普通旅客運賃を減額することができる。

第6条～第14条 （略）

附 則 （略）

別表 （略）

ウ 市電の全区間並びに他の事業者の電車及び自動車の指定区間又は全区間（当該他の事業者が認めた場合に限る。）における1日旅客運賃 及び24時間旅客運賃 1人につき 2,200円以内で管理者が定める額

【新設】

2 管理者が定める方法により乗り継ぎを行う場合は、管理者は、前項第1号の規定にかかわらず、普通旅客運賃を減額することができる。

第6条～第14条 （略）

附 則 （略）

別表 （略）

附 則

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

2 この条例による改正前の第5条第1項第6号ウの規定に基づく運賃に係る1日乗車券又は24時間乗車券をこの条例の施行の日の前日から引き続いて使用する場合は、なお従前の例による。